

栃木県県土整備部優良委託業務表彰審査会運営要領

(趣旨)

第1条 栃木県県土整備部優良委託業務表彰要綱第5条の規定に基づき、栃木県県土整備部優良委託業務表彰審査会（以下「審査会」という。）の組織及び運営等については、この要領の定めるところによる。

(組織)

第2条 審査会は、別表1に定める者をもって組織する。

2 会長は、技術管理課所管事務を担当する県土整備部次長（技術）をもって充てる。

3 副会長は、会長以外の県土整備部次長（技術）をもって充てる。

(会長の職務)

第3条 会長は、会務を総理する。

2 会長に事故あるときは、副会長がその職務を代理する。

(審査会の開催)

第4条 審査会は、会長が必要と認めたときに開催する。

(審査会に関する事務)

第5条 審査会に関する事務は、県土整備部技術管理課において処理する。

(その他)

第6条 この要領に定めるもののほか、審査の実施に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、令和3年6月10日から適用する。

別表1（第2条関係）

栃木県県土整備部優良委託業務表彰審査会	
会長・副会長 委員	県土整備部次長（技術） 技術管理課長 技術管理課検査班長 技術管理課主幹 技術管理課課長補佐（総括・技術）